Title	元代後半期の王号授与について
Sub Title	Bestowing the title of prince in the latter half of Yuan Dynasty
Author	野口, 周一(Noguchi, Shuichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.53(169)- 83(199)
JaLC DOI	
Abstract	During the Yuan dynasty, many imperial princes were accorded the title of Prince by the emperor. This phenomenon was most conspicuous in the years following a new emperor's ascent to the throne, although two phases can be discerned. The first phase, in the early Yuan period, covers the rule of Qubilai(世祖), the first emperor of the Yuan dynasty. In this period, the single-character princely title was awarded only to Qubilai's. direct descendants In the early period of his rule, the title was awarded to the sons born of his first wife, included was Jingim(真金), who was Qubilai's son and heir, and Manggala(忙哥刺), one of Jingim's brothers In the late period, only descendants of Jingim's eldest son, Qamala(甘麻刺), were eligible for the title Each prince thus named was commanded to crusade and to govern a city The second phase, which is the main concern of this paper can be seen in the latter half of the Yuan dynasty Bestowals were concentrated in the early years of each emperor's regime Qaisan(武宗) in 1307-08, Yasun-Tamur(泰定帝) in 1324, and Tog-Tomur(文宗) in 1329-30 The context of the bestowals, however, was considerably altered. A major difference involves the fierce power struggles for the throne which took place before the bestowals were made It was thus natural fo a new emperor to award the princely titles to those who were not necessarily direct descendants in order to secure and strengthen his vulnerable position. Apparently, in this phase the single-character titles were awarded not only to the heir, but even to the Fou-ma(〓馬) or imperial son-in-law. So it can be said that the bestowals in this phase were different in terms of both extent and function
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900- 0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五三(一六九)	元代後半期の王号授与について
 ■前田英弘「大元帝国」(『北アジア史〈新版〉』所収、 1) 拙稿「元代武宗期の王号授与について」(『アジア諸民(2)) 拙稿「元代武宗期の王号授与について」(『アジア諸民)、 (3) 例えば、田村実造「元朝の衰亡と北元の命運」(『中国) (3) 例えば、田村実造「元朝の衰亡と北元の命運」(『中国) (4) 拙稿「元代世祖・成宗期の王号授与について」(『中国) 	治的事実と、何らかの関連を有しているのではないかと、ひとつの現象が浮びあがってくる。それは、武宗朝と、ひとつの現象が浮びあがってくる。それは、武宗朝な権力闘争が三度に亙って引き起こされているという政な権力闘争が三度に亙って引き起こされているという政な権力闘争が三度に亙って引き起こされているという政治的事実と、何らかの関連を有しているのではないかとろのことは成宗の死から順帝の即位までの二十五年間に、八人の皇帝が交替し、しかも帝位継承をめぐる大きに、八人の皇帝が交替し、しかも帝位継承をめぐる大きに、八人の皇帝が交替し、しかも帝位継承をめぐる大きな権力闘争が三度に亙って引き起こされているのではないかと
史の再構成を試みる一資としたい。 その再構成を試みる一資としたい。 で来、元代後半期――武宗、仁宗、英宗、泰定帝、天(4) (4)	宗・武宗期の王号授与という視点からのアプローチを試(1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(
野口周一	

元代後半期の王号授与について

史 学 第五十六巻 第二号	五四(一七〇)
年)二二—三九頁参照。 問題」(『元史及北方民族史研究集刊』第七期、一九八三一九八一年)一七八—八二頁、蕭功秦「論元代皇位継承	王号――これを「二字王号」と略称する――とで、大別を「一字王号」と略称する――と、「一字之封」以 外 の(3)、元朝の王号は、諸王表をみると「一字之封」――これ
(4) これを考えるにあたっては、武宗政権ひいては海都の(4) これを考えるにあたっては、武宗政権ひいては海都の	と 三号 いこと E号と H せると E 部で N 受皆 D E 号がある金鍍銀印亀紐、銀印亀紐の五段階にランク付けされ、一その印章によって金印螭紐、金印駝紐、金鍍銀印駝紐、と、一字王号は二字王号よりも上位にあり、二字王号はされていることがわかる。そして、諸王表の排列をみる
の試みを始めている。拙稿「元朝に於ける諸王層の叛乱York and London, 1973. 筆者も、ささやかながらそ	そこで、王号については、表ではその印章 も 一 覧 にことが理解される。
ンゴリア情勢」(『教育文芸論叢』第二号、一九八六年)。叢』第一号、一九八五年)、「元代世祖朝前半期の西北モについて」(東京 農業大学 第二高等学校編『教育文芸論	備考欄にはその諸王の系統を判明する限り、記すことにに、その王号が始封であるか襲封であるかの別、そしてし、そのランクも数字化して①~⑥で付記 し た。 さ ら
二、王号授与の事例	する。
は、『元史』巻一〇八、諸王表を基礎にし、そ れ に『元年次に拠って整理し表にした。その年次確定にあたって本章では、元代後半期の王号授与の事例を、その授与	から説き起こすため、拙稿に依拠して武宗期の件数もあってみた。それが、表Ⅱである。その際、議論を武宗期以下の表Ⅰから、まず王号授与数の年次別整理を行な
記は、主としてアンビス氏に依拠した。合のみ註記することにした。また、諸王名のローマ字表史』本紀を始めとする他の記録を参照し、異同のある場	目しているため、それも併記した。げることにした。また、王号の新設である始封数にも注
記は、主としてアンビス氏に依拠した。	

元代後半期の王号授与について

(11)

(10)

(9)

(8)

(7)

(5)

(6)

(4)

(2)

(1)

表 I ④

(3)

皇慶元年 至大四年 年 二年 四年 四 (年5 二年 四年 元() 年) 元() 年) 元行 元年 次 朶 朶 阿 脱 不 木 脱 塔 昰 亦 帖 列 木 里 答 脱 思 児 剌 列 帖 加 思 失 木 不 失 不 木 諸 児 花 立 漢 納 児 里 忽 花 丹 歓 *Čuqan *Argaširi Toyon *Budaširi *Mulaqu To[q]-Tömür *Tas-buqa *Döränä Isdan Tämür-buqa Dörä-Tämür Ŧ 名 岐 安 呉 懐仁郡王 楚 魯 安 宣 広 恩 宣寧郡王 Ξ 遠 王⁶ 平 定 平 徳 号 ΞÛ E Ŧ Ŧ Ξ 王 Ŧ Ŧ 銀 金 金 金鍍銀印駝紐 金 金 金 金 銀 金 金 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 獣 螭 獣 亀 駝 獣 螭 螭 亀 獣 章 紐 紐 紐 紐 紐 紐 紐 紐 紐 紐 クラン 3 2 4 1 2 2 1 6 6 1 1 始封 始封 始封 始封 始封 始封 襲封 襲封 始封 始封 始₍₁₂ 封¹² 博爾朮の孫。 鎮南王脱歓の子。 不明 不明。 按陳の嫡統。オンギラット氏。 不明。 ኑ チ オンギラット氏。 オンギラット氏。 カチウン家。 五五 + ウ ル ガ スタイ (13) の イ系。 備 (ユキー) 牙忽都の子。 特薛禅の子 考

c

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	
(n)		<u> </u>	(20)	(13)	(to)	<u>μη</u>		(tio)	(44)	(i9)		
四年	四 年	三年	三年	三 年 ¹⁶	三年	二年	二(15	二年	二(4)	元 年	延祐元年	
別 失 帖 本	孛	紐 林 的	玉龍帖木	暠	脱	斡 羅 温	察八	兀 都 思 不	禾失	八	阿魯	
木 児	羅	斥	小児		脱	孫	児	花	刺	剌	禿	
*Bä[k]-Tämür	Bolo[t]	Nä'üril-digin	Ürüng-Tämür		To[q]tō	*Oróulsun	*Čabar	*Udus-buqa	⟨Qo⟩ šira	*Ba <i> bara <q></q></i>	*Aru[q] tu	
汾 陽 王	冀王	高昌王	保 恩 王	瀋王	遼 王	(無国邑)	汝 寧 王	安 王	周王	(無国邑)	趙 王	
金 印 駝 紐	金 印 獣 紐	金 印 螭 紐	金印螭紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金 印 駝 紐	金 印 螭 紐	金印獣紐	金印獣紐	金 印 駝 紐	金 印 獣 紐	
3	1	2	2	1	1	3	2	1	1	3	1	
始 封	始 封	始封	始封	襲 封	始封	始封	始 封	始封	始 封	襲封	襲 封	
オゴタイ系。闊端の孫。	トゥルイ系。阿里不哥の孫。	ウイグル王。	カサル家。八不沙の甥。	高麗国王忠宜王の甥。	オッチギン家。塔察児の曽孫。	不明。	オゴタイ系。海都の子。	仁宗の次子。	武宗の長子。後の明宗。	閣列堅の曽孫。	オングト氏。	

学 第五十六巻 第二号

史

五六(一七二)

元代後半期の主号授与について

五七(一七三)

·····-		· · · · ·	1				·····				
(34)	(33)	(32)	(31)	(15)'	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)
元 年	至治元年	七年	七年	延祐七年	余 明 ₂₂	六(年 ²¹	五年	五年	五(年 ¹⁹	四年	四(17 年 ¹⁷)
瑣 南 蔵 ト	馬扎罕	徹 徹 禿	王禅	兀都思不花	喃 忽 里	月魯帖木児	八 都 児	禿満帖木児	晃 火 帖 木 児	合賓帖木児	察 兀 都 児
*So[d]nam-dzangbu	*Maja[r]qan	Čača [k] du	*Ongčan	*Udus-buqa	Nomquli	*Ürü[k]-Tämür	Bādur	Tuman-Tämür	*Qongqo-Tämür	⟨Qo⟩ bil-Tämür	*Ča'udur
白蘭王	趙	寧 遠 王	雲南王	順 陽 王	國王	恩王	寧 海 王	武 平 王	嘉王	(無図吧)	(無国邑)
金 印 駝 紐	金 印 獣 紐	金鍍銀印亀紐	金鍍銀印駝紐 (23)	金 印 駝 紐	金 印 獣 紐	金印獣紐	金 印 駝 紐	金 印 駝 紐	金印獣紐	銀 印 亀 紐	金 印 駝 紐
3	1	5	4	3	1	1	3	3	1	6	3
始封	襲封	襲封	襲封	始封	襲 封	始封	始(封 ²⁰	始 封	始 封	襲封	始 封
第八代帝師の異父兄。	オングト氏。	寧王闊闊出の子。	梁王松山の子。	仁宗の次子。	チャガタイ系。出伯の子。	カサル家。	太祖の叔父答里真系。	不明。	トゥルイ系。昔里吉の子。	チャガタイ系。八八の子。	不明。

(45)	(44)	(43)	(42)	(31)'	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)
元年	元 年	元 年	元年	元年	泰定元年	三(28) 年 ²⁸)	三年	三年	至治三年	三 (26) 年 ²⁶	二 年 ²⁵
亦連真多児加	別失帖木児	忽刺台	太平	王禅	八的麻亦児間ト	買奴	八刺失里	月魯帖木児	薛 徹 干	巴都帖木児	徹徹禿
*I <rin> jindor <ji></ji></rin>	*Bāš-Tāmür	*Hulātai	*Taiping	*Ongčan	*Badima-Irgälbü	Mainu	*Balašíri	*Ürü[k]-Tämür	Säčägan	*〈Qu[l]〉du-Tämür	Čača [k] tu
泰寧王	(無風郒)	 汝 軍 王		梁 王	 晉 王		湘寧王	安 西 王	定王	威遠王	武寧王
金鍍銀印亀紐	金 印 駝 紐	金印螭紐	金 印 螭 紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金鍍銀印亀紐	金印螭紐	金 印 螭 紐	金 印 獣 紐	金 印 駝 紐	金 印 螭 紐
5	3	2	2	1	1	5	2	2	1	3	2
襲封	始 封	襲 封	襲封	襲 封	襲 封	始 封	襲 封	襲封	襲封	始 封	始 封
不明。	不明。	オゴタイ系。察八児の孫。	オゴタイ系。滅里の子孫。	梁王松山の子。	泰定帝の第二子。	不明。	送里哥児不花の子。	安西王阿難答の子。	トゥルイ系。	チャガタイ系。阿只吉の子。	トゥルイ系。衛王完沢の子。

学 第五十六巻 第二号

史

五八(一七四)

元代後半期の王号授与について

五九(一七五)

(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(24)′	(49)	(26)'	(48)	(47)	(46)
											(49)
四年	三年	三 年 ³¹	三年	三年	三 (年 ³⁰	三 (1) (年 ²⁹)	二年	二年	元年	元年	元年
察	阿	買	寛	帖	帖	月	火	晃	帖	脱	也
里	都		徹	古 思	木 児	魯 帖	里兀	火帖	木 児	帖	速
			普	不	不	木	察	木	不	木	不
台	赤 	奴	化	花	花	 	児		花	児	堅
Čartai	Adūči	Mainu	Könča[k]-*puqa	*Tägüs-buqa	*Tämür-buqa	*Ürü[k]-Tämür	*Hori'učar	*Qongqo-Tämür	Tämür-buqa	To[q]-Tömür	*Yäsü-⟨ä⟩bügän ∼Yäsü-bügän
定	綏	宣	威	武	鎮	斉	威	并	雲	 懐	荆
王	寧 王	靖 王	順 王	平 王	南 王	E	靖 王	王	南 王	王	王
金 印 獣 紐	金鍍銀印駝紐	金鍍銀印駝紐	金 印 螭 紐	金 印 駝 紐	金 印 螭 紐	金 印 獣 紐	金 印 螭 紐	金 印 獣 紐	金鍍銀印駝紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐
1	4	4	2	3	2	1	2	1	4	1	1
襲封	始 封	始 封	始 封	始 封	襲 封	襲封	始 封	始 封	襲封	始 封	始 封
定王薛徹干の子。	寧王闊闊出の子。	不明。	鎮南王脱歓の子。	不明。	鎮南王脱不花の弟。	カサル家。	オンギラット氏。	憲宗の子。	梁王王禅の子。	武宗の第二子。後の文宗。	トゥルイ系。歳哥都の曽孫。

(65)	(64)	(63)	(62)	(50)′	(61)	(60)	(59)	(2)'	(58)	(57)	(56)	
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二 (33) 年 ³³	天暦元年	 四 年	四年	史
合班	籛吉	亦 憐 真 八	· 忽 答 里 迷 失	帖木児不花	字 羅 不 花	寬徹	牙 納 失 里	杂 列帖木児	阿剌芯納失里	- 闊 - 不 花		学 第五十六巻
⟨Qu⟩ ban	*Dzängi	*I <rin> jin-Ba</rin>	*Quda ∢t> miš	Tämür-buqa	Bolo[t]-buqa	Könčä [k]	*Yanaširi	Dörä-Tämür	*A <ra> tnaširi</ra>	*Kö 〈kö〉 ou Kö [k] -Buqa	*So[d] nam-gambu	第二号
広 平 王	高昌王	柳 城 王	西 寧 王	「 定 譲 王	。 鎮 南 王		 遼 王	 芝 王	豫 王	靖 安 王	 岐 王	
金鍍銀印駝紐	金 印 駝 紐	金 印 螭 紐	金印螭紐	金印螭紐	金印螭紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金鍍銀印駝紐	金 印 獣 紐	
4	3	2	2	2	2	1	1	1	1	4	1	
襲 封	襲 封	始 封	始 封	始 封	襲 封	始 封	襲 封	始 ₍ 封 ³⁴	始 封	始 封	襲 封	
不明。	ウイグル王。	不明。	チャガタイ系。	鎮南王脱不花の弟。	鎮南王脱不花の子。	チャガタイ系。 35)	オッチギン家。	トゥルイ系。牙忽都の子。	チャガタイ系。越王禿刺の子。(32)	不明。	オンギラット氏。	六〇(一七六)

元代後半期の王号授与について

六一 (1七七)

		1					·····				
(76)	(75)	(85)'	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	68)	(67)	(66)
二 (45) 年 ⁴⁵	二年,	二年	元年	元年	元 年	元年	元 (42 年 ⁴²	元(年 ⁴⁰	元 ₍₃₉ 年 ³⁹	元 年	至順元 (37) 年
斡即	ト顔帖木児	徹 徹 禿	卯澤	不花帖木児	按	阿魯	速 来 蛮	潑皮	木南子	懿 憐 只 班	阿剌芯納答剌
*Odzi [r]?	*Buyan-Tä <mür></mür>	Čäčä [k] tü	*Mā ^y ūjāi ?	Buqa-Tämür	*Alqunča	*Aru[q]	*Sulaiman	*Popi	*Munamdzi	I <rin> jibal</rin>	Aratnada <ra></ra>
保 寧 王	邠 王 ⁴⁴	郯 王	永 寧 王	 武 平 王	広 寧 王	 西 靖 王		(済陽王)	呉 王	鄜王	 燕 王
金 印 螭 紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金 印 駝 紐	金 印 駝 紐	金鍍銀印駝(43) 細	金印螭紐	金 印 螭 紐		金 印 獣 紐	金 印 獣 紐	金 印 獣 紐
2	1	1	3	3	4	2	2	:	1	1	1
始 封	襲 封	始封	襲封	襲封	襲封	始 封	襲 封	襲 封	襲 封	始 封	始(封 ³⁸
不明。	チャガタイ系。	トゥルイ系。衛王完沢の子。	トゥルイ系。末哥の曽孫。	不明。	ベルグダイ家。	魏王阿木哥の子。	チャガタイ系。	カチウン家。	カチウン家。	明宗の第二子。後の寧宗。	文宗の長子。

					<u> </u>		×.		1	ľ			
			 	期	宗	武		\square	表 Ⅱ		(79)	(78)	(77)
二 年	皇慶元年	至大 四 年	(不明)	三年	二年	至大 元 年	大徳十一年	年次			元 統 二 年	三 年	二年
	五(五)	-	11 (1)		11 (1)	+ (+)	, 九 (九)	授与数	王号授与数の年次別整理		桑哥八刺	太平奴	脱隣忽都魯
				期	宗	č.	仁						
延祐 七 乞	(不明)	六	五	四	E E		延祐 元 乞	年次	(括弧内は始封数)		*Sanggabala	*Taipingnu	Tōril-*Quldu
年 三(1)		年 一 (年 三 ()	年 四 (年 二 〇	年 四 (年二(0)	授与	7数)				
こ	Ô	$\left \begin{array}{c} \vdots \end{array} \right $			(11)	回 回	9	数			魯	高昌	靖 恭
	期	帝定	泰		期	宗	英				王	百王	派王
四年	三年	二年	泰定元年	至治 三 年	三年	二年	至治 元 年	年次			金 印 獣	 金 印 駝	金鍍銀印駝紐
	مب د 		年 ——	т -							歌 紐	紐	駝紐
≡	六		, 九	四		-		授 与	· · ·		1	3	4
	E E E	11 (11)	(111)	(1)	(1)	(1)	11 (1)	数				襲封	始 封
	期予			期	宗	文							不明。
	ラ糸	亡 充 二			至順	-	天暦	年			ンギョ	ウイグル王。	明
		= F	三 年	二 年	灬 元 年	二年	元年	次			オンギラット氏。	ب ۳	
-			 ()	四(三)	九(三)	九五	(1)	授与数					

.

.

学 第五十六巻 第二号

史

六二 (一七八)

六三 (一七九)

こで、今は八都児を始封と考える。 する。ここでは、闊闊出の寧海王号受封の時期は留保し の兄に相当するが、王号授与の年次は確定できない。そ ておく。また、亦思蛮は宗室世系表によると、「抜都児」 一路、与他王比、歳賦惟入寧海、無輸益都、詔従之。」と

六四(一八〇)

- (21) 諸王表は延祐四年とするが、『元史』巻二六、仁宗本紀 三は延祐六年とする。今は、仮に後者を採る。
- (22)『元史』巻一三八、康里脱脱伝は、至大三年の記録とし すべて「豳王」号を帯びて現れてくる。そこで、喃忽里は 乙未、延祐四年閏月壬申、延祐五年九月丙申の記録は、 の皇慶二年七月甲申、延祐二年六月戊戌、延祐三年十月 て喃忽里に「宗王」を冠している。ところが、仁宗本紀
- 23 条に、各々設けられている。筆者は後者を採る。 仁宗期に受封した可能性が高いと考えられる。 諸王表では、雲南王の項は金印駝紐、金鍍銀印駝紐の 出稿「元
- (2) 野上俊静『元史釈老伝の研究』一九七八年、四三―四 頁。 代世祖・成宗期の王号授与について」参照。
- 26 (25) 諸王表は泰定三年とするが、『元史』巻二八、仁宗本紀 に受封記事がある。これは、泰定帝の即位前のことであ 三は至治二年とする。今は、仮に後者を採る。 『元史』巻二八、英宗本紀二、至治三年秋七月乙巳の条
- る。
- (27) 定王号は、阿里不哥の子薬木忽児に始まる 王 号 で あ

六五(一八一)	元代後半期の王号授与について
元朝の王号授与について、筆者は世祖期にある種の傾	(37) 諸王表は天暦二年とするが、『元史』巻三四、文宗本紀――――――――――――――――――――――――――――――――――――
三、王号授与の状況	きなこれ、これに手で。 (3)(3) 杉山「豳王チュベイとその系譜」(『史林』 第六五
	与えられたのであるから、始封であると考える。
略す。	(31) 仁宗によって回収された王号が、文宗によって改めて
(47) 拙稿「元代武宗期の王号授与について」。以下、拙稿と	ත [°]
伝は元統二年とする。今は、仮に、後者を採る。	三、文宗本紀二は天暦二年とする。今は、仮に後者を採
(4)諸王表は至順元年とするが、『元史』巻一一八、特薛禅	(33) 諸王表は「天暦元年復故封。」とするが、『元史』巻三
四は至順二年とする。今は、仮に後者を採る。	であることを、この記録は示している。
(4) 諸王表は天暦二年とするが、『元史』巻三五、文宗本紀	里、天暦初以推戴功、進封豫王。」とあり、越王禿剌の子
R°	(32)『元史』巻一一七、禿刺伝には「子西安王阿 刺 芯 納 失
(『東洋学報』第三九巻第四号、一九五七年) 四 二 頁 参	三年春正月壬子の記録に拠る。
(4) 豳王のことである。松村潤「明代哈密王 家 の 起 源」	れる。受封年次は、『元史』巻三〇、泰定帝本紀二、泰定
し、筆者は広寧王号は後者に属するものと考えている。	嗣。」とあるので、宣靖王買奴は別人物であ る と考えら
あり、按渾察は前者の方に名前があがっ て い る。し か	年三月己酉の条に、「泰寧王買奴卒、以其子亦憐真朶児赤
(4) 広寧王は、諸王表の金印螭紐、金鍍銀印駝紐の各条に	が、その買奴は『元史』巻二九、泰定帝本紀一、泰定元
考察の対象からはずれることを懸念してここにあげた。	(31) 諸王表に「泰定二年由泰寧王徙封、分鎮益都」とある
号からの改封であり、呉王号受封の年次が不明なため、	は泰定三年とする。
(4) 済陽王号は諸王表にはない。ただ、諸王表にある呉王	(3) 諸王表は年次を欠くが、『元史』巻三〇、泰定帝本紀二
四、文宗本紀三は同年次の至順元年とする。	紀二は泰定三年とする。今は、仮に後者を採る。
(39)(40)(42) 諸王表は、天暦三年とするが、『元史』 巻 三	(2) 諸王表は泰定元年とするが、『元史』巻三〇、泰定帝本
納答刺はその直系ではないので、始封と考える。	紀一は至治三年とする。今は、仮に後者を採る。
(33) 中統三年に世祖が真金に与えた王号であるが、阿剌芯	(22) 諸王表は至治二年とするが、『元史』巻二九、泰定帝本
三は至順元年とする。今は、仮に後者を採る。	

	め晉王への改封となり、梁王号はその子松山(*Sungšan)
	muqan)が没すると、甘麻剌はモンゴリアを統治するた
	えられた。しかし、至元二十九年に北安王那木罕(No-
	七年に到って、真金の子甘麻剌(Kamala)に梁王号が与
	王号受封者が存在しなくなったわけであるが、至元二十
	もなく元朝によって回収された模様である。これで一字
	元二十四年にその弟按攤不花(Altan-Buqa)に移り、ま
	哥剌没後に阿難答(Ananda)に継承された秦王位は、至
	金が至元二十二年に逝去すると燕王位は空位となり、忙
	に忙哥剌(Manggala)が秦王に封ぜられた。やがて、真
(世界	即ち、中統三年に真金(Jimgim)が燕王に、至元十一年
忽必	中でも正后察必(Čabui)所生の者に与えられていた。
	仔細に検討すると、まずその前半期には、世祖の諸子の
	ち世祖の子孫に限定されていた。ところが、その状況を
半までは	世祖・成宗期に一字王号を授与されるのは、「親王」即
即ち、	について述べることにする。
と、次の	そこで、最初に王号の中で最高位に位置する一字王号
以上述	を把握することにする。
王位を継	世祖・成宗期の原則と比較することによって、その状況
死をうけ	と考えている。本章では、元代後半期の王号授与事例を
の襲封と	向――それをあえて原則と呼んでおく――が確立された
	史 学 第五十六巻 第二号

の如くなる。
(6)
述べ来たったうち、世祖期の状況を系図上で示す 祖烈 けて、そ の 子也孫帖木児(Yäsün-Tämür)が晉 は、世祖の正后察必所生の者に、至元の末年に到 継承した。 となった。また、成宗の大徳六年には、甘麻剌の 世祖期の一字王号は、中統年間から至元年間後 ---朶兒只 -奥魯赤 -那木罕 -脱歡 -忽哥赤 (燕王) (秦王) (秦王) - 闊闊出 忽都魯帖木兒 - 答剌麻八剌 -**阿難答** -鐵穆耳 -按攤不花 (秦王) ホホ (一八二) --也孫帖木兒 (梁王) --迭里哥兒不花

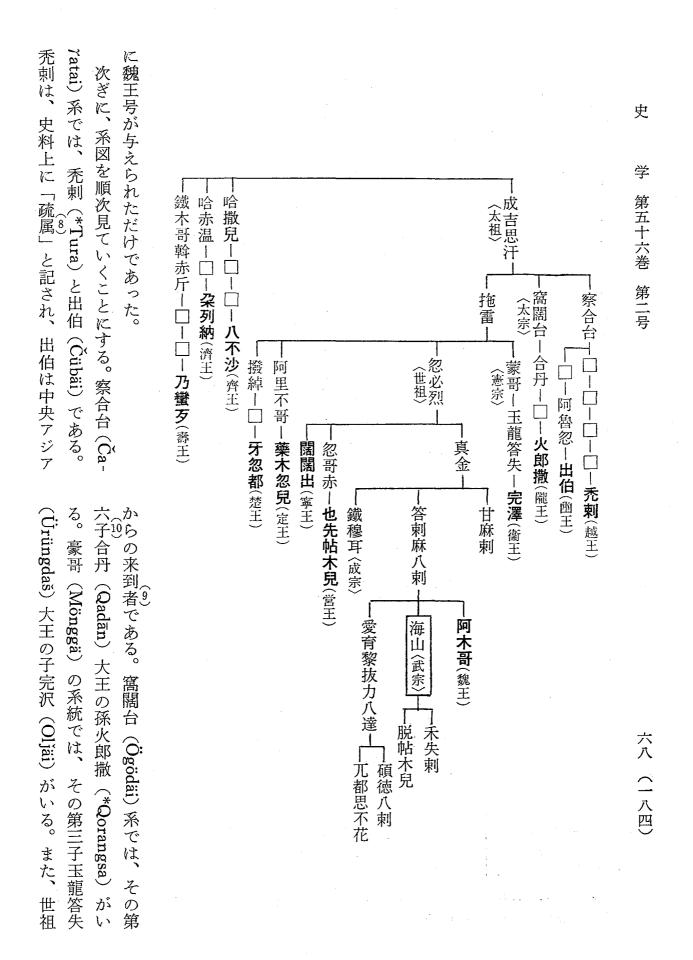
元代後半期の王号授与について
も与えられず、武宗の異母兄にあたる阿木哥(*Amuga)
まず、真金系であるが、、武宗の二子禾失刺、脱帖木児に
いくことにする。
号授与状況について、世祖・成宗期との違いを指摘して
さて、次頁の系図を参考にしながら、武宗期の一字王
馬の事例は除く)。
王号授与状況を、まず系図上で示すことにする(但、駙
そこで、世祖・成宗期との差異を示すため、武宗期の
三、西方諸子系三、駙馬六例である。
る。また、その諸王の系統はトゥルイ系六、東方諸弟系
八例挙げられるが、すべて新しく設けられた 王 号 で あ
である。表Ⅲから直ちに看取される如く、一字王号が十
ところが、武宗の即位によって、その原則が破れるの
則は、成宗期にも引き継がれていったのである。
ている。その意味に於いて、世祖期の一字王号授与の原
子でも他の系統へは与えず、甘麻剌系に於いて襲封させ
例のみで、しかも襲封である。つまり、成宗は世祖の諸
いたことを意味する。そして、成宗期に於ける事例は一
の最も濃い、いわば「身内」にのみ、一字王号を与えて
統のみに、与えられた。これは、世祖にとって血縁関係
ると、世祖の嫡統と目されていた真金の長子甘麻刺の系

	表Ⅲ	「一字王号」	授与数の系統別分類表
--	----	--------	------------

	トゥハ	レイ系	}•		
	世祖諸子系	世祖諸子系 以 外	東方諸弟系	西方諸子系	新 馬
世祖期 $\left(\frac{7 \text{ 例}}{36 $	7 (4)	0	0	0	0
成宗期 $\left(\frac{1 \ M}{15 \ M}\right)$	1 (0)	0	0	0	0
武 宗 期 $\left(\frac{180}{280}\right)$	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	6 (6)
	2 (2)	3 (2)	3 (3)	1 (0)	4 (1)
英宗期 $\left(\frac{1}{7}\right)$	0	0	0	0	1 (0)
泰定帝期(9例)	3 (1)	4 (2)	1 (0)	0	1 (0)
文宗期 $\left(\frac{9 \ \text{例}}{24 \ \text{M}}\right)$	2 (2)	2 (2)	2 (0)	3 (2)	0
順帝期 $\left(\frac{10}{10}\right)$	0	0	0	0	1 (0)

各皇帝期の件数は下が全王号授与数,上が一字王号授与数を示す。また,系統別 の括弧内の件数は始封数を示す。

六七(二八三)



きは第六ランクの王号であった。それが、武宗期には、魯
嫡流でさえも二字王号(第三ランク)であり、傍流の如
成宗期には 弘吉剌 (Onggirad)、 雍古 (Onggut) 両氏の
駙馬は、諸王に準じて扱われるのが通例であり、世祖・
最後に、系図に明示しなかった駙馬について述べる。
(*Naimandai)の三名である。
沙(*Babuša)、呉王朶列納(*Döränä)、 寿王乃蛮台
々に洩れなく与えられているのである。即ち、斉王八不
るように一字王号が中心を占め、しかも東方三王家の面
がみられた。それが、武宗期では、表Ⅲ・表Ⅳからわか
成宗期は僅か三事例があるのみで、その顔触れにも齟齬
号、楚王号を与えられた。東方諸弟系については、世祖・
北辺にあって対海都戦に関わった諸王として、各々定王
は鎮遠王(第五ランク)であったが、武宗期になると、
王(第三ランク)、撥綽(Böčä[k])の孫牙忽都(Yaqudu)
阿里不哥 (Ariq-bügä)の子薬木 忽児 (Yomuqur) は威定
王への進封であった。さらに、世祖・成宗期に於いて、
は、父から授与されていた寧遠王(第五ランク)から寧
駕する営王号を与えられ、世祖の庶子闊闊出(Kököcu)
は、父の二字王号・雲南王号(第四ランク)を大きく凌
の庶子忽哥赤(Hugači)の子也先帖木児(Äsän-Tämur)

元代後半期の王号授与について

六九 (一八五)

	トゥノ	レイ系	* +	# +		
	世 祖諸子系	世祖諸子 系 以 外	東 方 諸 弟 系	西 方 諸子系	駙 馬	その他
世祖期(29例)	9 (7)	3 (3)	3 (3)	7 (7)	4 (4)	4 (4)
成 宗 期 $\left(\frac{14 \emptyset}{15 \emptyset}\right)$	3 (2)	4 (4)	0	1 (1)	2 (2)	2 (2)
武 宗 期 $\left(\frac{10 \ 0}{28 \ 0}\right)$	3 (2)	2 (0)	0	4 (4)	1 (1)	0
仁宗期(<u>17例</u>)	1 (1)	0	1 (1)	5 (4)	3 (3)	7 (7)
英宗期(6例)	3 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)
泰定帝期(15例)	5 (2)	0	0	2 (0)	1 (1)	7. (4)
文宗期 $\left(\frac{15例}{24M}\right)$	3 (2)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	5 (3)
順帝期(-0)	0	0	0	0	0	0

各皇帝期の件数は下が全王授与数,上が二字王号授与数を示す。また系統別の括 弧内の件数は始封数を示す。

史 学 第五十六巻 第二号	七〇(一八六)
王阿不歹(*Abudai)、鄃王拙忽難(*Juqunan)、趙王主	拁
が与えられたのであった。 忽(*Juqu)、昌王阿失(*Aši [q])の如く、ほほ一字王号	い。李則芬『元史新講(四)』一九七八年、三〇一一二(2) 李則芬 李光安の西氏を言及ざれてしるか十分でにな
以上をまとめると、武宗期に於ける一字王号は、甘麻	ールした手等三明シュ三軍参照。 「真、李治安「忽必烈削弱宗藩実行中央集権」(『南開学報』
刺系はもとより、武宗の嫡統に相当する系統とも全く関	(3)『元史』巻一三六、哈剌哈孫伝に、禿刺が武宗から越王一ナアヱ年第三共シー三耳参所
係なく、武宗系から遠い諸王――駙馬にさえも、与えら	号を賜ったと
れているのである。	之制、非親王不得加一字之封。禿刺疏属豈得以一日功廃
以下、仁宗期、泰定帝期、文宗期に於いても、武宗期	万世之制哉。帝不聴。」とある(拙稿、二七八頁)。
の傾向を踏襲し、皇帝の嫡統のみに固執することなく、	(4) 松田孝一氏の考訂に従った。松田「元朝期の分封制」
遠くの系統の者へも与えられているのである。なお、英	(『史学雑誌』第八八編第八号、一九七九年)四三頁。
宗期、順帝期は、各々一名を数えるのみで問題にはなら	
ない。	(6) 世祖の諸子の順序は「宗室世矛妻に扨」た
`	(7) 系図上の禿刺、出伯の系統については、杉山正明氏に
武宗期以降の二字王号については、世祖・成宗期の原	拠った。杉山「ふたつのチャガタイ家」六七二、六五三
則が、世祖諸子系では大枠に於いて踏襲されていた。し	頁。
かし、他の系統については混乱した部分を含み、その傾	(8)註(3)参照。
向を読みとり難くなっているため、もはや贅言を要さな	(9) 杉山前揭論文、六五六―六五頁参照。
いように思える。	(10) 宗室世系表。
	(11) 海老沢哲雄「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問
	題」(『埼玉大学紀要』教育学部、人文・社会科学、第二
	一号、一九七二年)参照。
(1) 拙稿「元代世祖・成宗期の王号授与について」参照。	(12) 諸王表では、魯王阿不歹は蛮子台の後に、鄃王拙忽難
以下、世祖・成宗期の事例に及ぶ場合は、すべてこれに	は聶古斛の後に、昌王阿失は忽鄰の後に、各々置かれて

七〇(一八六)

元代後半期の王号授与について(1) 武宗則位に直接関与した諸王 (2) 所謂「北辽」
べの三つに分類した。
いては、分析の対象とした大徳十一年、至大元年の諸事
次いで、武宗の王号授与についてであるが、拙稿に於
をも含むと考えられる。
動や、松田孝一氏の「当該方面に於る防衛と拓境活動」
た。これは、史料上に表われる「出鎮」という形態の行
まず、世祖・成宗期の王号授与の経緯は、「中央及び重
事情を窺うことにする。
王の受封前後の動向を概観することによって、その間の
だ、その経緯が史料上に明確に表われない場合は、各諸
って王号授与の意義を明らかにしていくことにする。た
本章では、王号授与の経緯について考察し、それによ
四、王号授与の経緯について
順王、宣譲王号のランクは、鎮南王号と同格である。
県有王脱飲の系統で
で、河不歹、拙忽難、河失を始封と考えている。
いる。 しかし、 筆者は各々の活動時期を勘案 した うえ

即位との関わりが史料に見えない諸王に対しても、 とは、今回の海山(Qaišan)擁立派と阿難答擁立派との るが、ただ少なくとも、ここで看過されてはならないこ ないからといって、直ちに切り捨てるわけに は い か な ある。これらの諸王も、武宗との直接的な関わりがみえ も一種の論功行賞であると看做した。問題は(3)の場合で が武宗とともに対海都戦に従事していたことから、これ てきた海都の叛乱が存在することを念頭におくと、彼ら 王。以上、三つの類別は截然としたものではないが、 (4)買奴、69阿剌志納失里、②朶列帖木児の六例である。 考えられるのは、14不失剌、01紐林的斤、18月魯帖木児、 をより安定させるべく― ことである。そのような混乱が存在したからこそ、武宗 抗争は、帝国全体を巻き込む萌芽を胚胎していたという い。武宗との関係が記録上に残らなかったとも考えられ の場合は、その背景に元朝が四十年余りに亙って苦悩し の場合が論功行賞であることは言う迄もない。また、(2) えていくことにする。まず、その経緯を明確にしうると に関与した諸王、⑶、武宗との関係を見出し えない ―、王号授与がなされたと考えられる。 さて、小稿の課題である仁宗期以降の事例について考 —政治的懐柔とでも い お うか 政権 (1) 諸

七一(一八七)

史 学 第五十六巻 第二号	
以下、順次述べていくことにする。	である。
禾失刺は、武宗の長子である。先の武宗即位の際、愛	紐林的
育黎抜力八達(*Ayurbaribada)が皇太子となったが、	その伝ど
その死後は武宗の子が皇帝の位に即く約束であった。つ	於いて、
まり、禾失刺は仁宗後の帝位継承権を所有していること	る――、
になる。ところが、武宗、仁宗の両朝を通じて実権を握	ていたと
っていた弘吉剌氏出身の興聖宮皇太后は、禾失剌の母が	グル王の
亦乞列思(Ikres)氏であることから、禾失刺を忌 避 し	そして、
た。即ち、『元史』巻三一、明宗本紀、延祐三年春の条	仁
	王偉
於是封帝周王、出鎮雲南。	とある
とある如く、禾失剌は周王として、雲南に出鎮すること	馬家の済
になったが、内実は右の如く政治的に遠去けられたので	た
あった。そして、延祐三年に仁宗の長子であり、弘吉剌	の経緯
氏の母をもつ碩徳八刺 (*Šidäbara) が皇太子に立てられ	かにし
た。それで、武宗の旧臣や禾失剌の侍臣は、禾失剌の擁	にされ
立を計るが失敗し、禾失刺は雲南への途を歩むものの、	にあっ
遂に西進してアルタイ山に到り、察合台系諸王と会盟し	海都の
たのであった。このことは、世祖が自分の皇子を封じて	年の功
当該地域に出鎮せしめる、という世祖期の事例が形骸化	月魯
し、政治的に利用されるに到ったことを示している一例	成宗没知

七二(一八八)

ニアニテ台掌女官、対象部門日、明人を日易と、受	ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイ	る――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し	於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あ	その伝がある。それによると、没落したウイグル王家に
	グル王の称号である亦都護(Idiqut)号を 嗣がしめた。	グル王の称号である亦都護(Idiqut)号を 嗣がしめた。ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイ	グル王の称号である亦都護(Idiqut)号を 嗣がしめた。ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイる――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し	グル王の称号である亦都護(Idiqut)号を 嗣がしめた。ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイる――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あ
そして、同伝に、			とがわかる。やがて、永昌にその据をおき、	ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイる――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あ
そして、同伝に、 グル王の称号である亦都護(Idiqut)号を 嗣がしめた。 ていたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイる――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し 於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あその伝がある。それによると、没落したウイグル王家に	る――、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事し於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あその伝がある。それによると、没落したウイグル王家に	於いて、紐林的斤は太宗の孫女を妻と り――駙 馬 で あその伝がある。それによると、没落したウイグル王家に	それによると、	

王傅之官。

宗没後の帝位継承をめぐる抗争に於いて、海山に敗れれたしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考で明らかにしたたいる如く、二宗期に引り故実――世祖期に於いて、駙

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
帖木児出鎮闊連東部、阿剌芯納失里出鎮沙州、各賜鈔三	ているのである。鉄失は、大都の廷臣を抑えるべく、当
定帝本紀一、泰定元年秋七月庚子の条の記録、「諸王伯顔	とあり、月魯鉄(帖)木児は英宗弑逆の一党に名を連ね
阿剌芯納失里の『元史』に於ける初見は、巻二九、泰	斤鉄木児殺丞相拝住、遂弑帝於行幄。(圏点は筆者)
	不花等謀逆、以鉄失所領阿速衛兵為外応、鉄失、赤
した事例ではないが、論功行賞であることに 相 違 は な	王按梯不花、孛羅、月魯鉄木児、曲呂不花、兀魯思
と記録している。皇帝の座を奪取することに武力で貢献	枢密院副使阿散、僉書枢密院事章台、衛士禿満及諸
以示激勧。遂以泰寧縣五千戸封買奴為泰寧王。	侍御史鎖南、鉄失弟宣徽使鎖南、典瑞院使脱火赤、
中、能自抜逆党、尽忠朝廷者、惟有買奴、請加封賞、	木児、前雲南行省平章政事完者、鉄木迭児子前治書
何従而知。上契聖衷、嘗蒙奨諭。今臣等議、宗戚之	院事也先帖木児、大司農失禿児、前平章政事赤斤鉄
劾死力、且言不除元兇、則陛下美名不著、天下後世	車駕南還、駐蹕南坡。是夕、御史大夫鉄失、知枢密
旭邁傑言、近也先鉄木児変、諸王買奴逃赴潜邸、願	八月癸亥の条に、
戌の条は、	弑された。即ち、『元史』巻二八、英宗本紀二、至治三年
して、『元史』巻二九、泰定帝本紀一、至治三年十二月丙	その結果、英宗と拝住は上都から大都への帰途、南坡に
て名分を正す動きの中で、登場する。その間の経過に関	(*Täši)を中心に結集し、英宗と拝住の暗殺を謀った。
買奴は、泰定帝がその即位の過程で、鉄失一党を誅し	義的政策を推進した。ところが、鉄木迭児の与党は鉄失
立の功によって、安西王号を与えられたのである。	qali)の子孫拝住(Bayji)を中書右丞相に任じ、儒教主
関連しか考えられない。つまり、月魯帖木児は泰定帝擁	皇太后が相ついで死去すると、国初の功臣木華黎(Mu-
封の経緯としては、泰定帝の即位という国家の大事との	英宗は、至治二年に権臣鉄木迭児(Temüder)、興 聖 宮
児は途絶えていた安西王号を襲封したのである。その襲	ないのは、英宗弑逆から泰定帝擁立までの経過である。
た。これが泰定帝である。そして、その翌月に月魯帖木	子月魯帖木児が復活した要因として見落とすことができ
時漢北にあった晋王也先帖木児を擁立し、皇帝位に即け	たため粛清され、安西王号は断絶したのであった。その(9)

元代後半期の王号授与について

七三(一八九)

各万錠、諸王朶列帖木児金五十両、銀五百両、鈔千錠、	の場合には、「賜西安王阿剌芯納失里、斉王月魯帖木児、	従って、その後の賜与に於いても、天暦元年十一月乙亥	物として、文宗擁立に向けて大きく行動するのである。	廷。」とある如く燕帖(鉄)木児と組んで大都派の中心人	年八月の条に、「 燕鉄木児与西安王阿剌芯納失里固守内	刺、分兵備禦。」とあり、また巻三一、明宗本紀、致和元	月、西安王以兵討倒刺沙、命従丞相燕帖木児 擒 鳥 伯 都	恣納失里は、『元史』巻一三五、和尚伝に、「致和元年八	その天暦の内乱に於い	この上都派と大都派の抗争を「天暦の内乱」 と 仮 称 す	大都の文宗を推すものとの間に戦闘が始まった。以下、	が文宗である。やがて、上都の天順帝を擁するものと、	め、江陵にいた脱帖木児を迎え暫定的に推戴した。これ	を推すことに決め、禾失刺がアルタイ山方面にあったた	方、大都にあった燕帖木児(El Temür)は、 武宗の子	長子阿速吉八(*Asugiba)を擁立し、天順帝とした。一	て没すると、上都では左丞相倒刺沙(Taoraša)がその	ことがわかる。その後、致和元年に泰定帝が上都に於い	千錠。」であり、阿剌芯納失里が当時沙州に出鎮していた	史 学 第五十六巻 第二号
		場合には、	場合には、「賜西安王阿剌芯納失甲って、その後の賜与に於いても、	場合には、「賜西安王阿剌芯納失甲って、その後の賜与に於いても、として、文宗擁立に向けて大きく	合には、「賜西安王阿剌芯納失甲て、その後の賜与に於いても、して、文宗擁立に向けて大きくとある如く燕帖(鉄)木児と組	合には、「賜西安王阿剌芯納失甲て、その後の賜与に於いても、して、文宗擁立に向けて大きくしるる如く燕帖(鉄)木児と組月の条に、「燕鉄木児与西安王阿	合には、「賜西安王阿剌芯納失甲て、その後の賜与に於いても、して、文宗擁立に向けて大きくして、文宗擁立に向けて大きく月の条に、「燕鉄木児与西安王阿分兵備禦。」とあり、また巻三一	場合には、「賜西安王阿剌芯納失甲って、その後の賜与に於いても、」とある如く燕帖 (鉄) 木児と組八月の条に、「燕鉄木児与西安王阿八月の条に、「燕鉄木児与西安王阿西安王以兵討倒剌沙、命従丞相	場合には、「賜西安王阿剌芯納失用って、その後の賜与に於いても、八月の条に、「燕鉄木児与西安王阿八月の条に、「燕鉄木児与西安王阿八月の条に、「燕鉄木児与西安王国八月の条に、「売安正は、前鉄木児子のを三川 とある如く燕帖 (鉄) 木児と組 が () ない () ()) ()) ()) ())))) ()	場合には、「賜西安王阿剌って、その後の賜与に於、「馬西安王以兵討倒剌沙、 一とある如く燕帖(鉄)・ 一とある如く燕帖(鉄)・ 一、	って、その後の賜与に於、の上都派と大都派と大都派の抗争。	あるには、「賜西安王阿剌芯納失甲の上都派と大都派の抗争を「天暦の内乱に於いて、当時その天暦の内乱に於いて、当時の安王以兵討倒剌沙、命従丞相がくして、文宗擁立に向けて大きくして、文宗擁立に向けて大きく	場合には、「賜西安王阿剌 の文宗を推すものとの の文宗を推すものとの の文宗を推すものとの の文宗を推すものとの の文宗を推すものとの の文宗を推すものとの の たたい、 たた、 たた、 たた、 たた、 たた、 たた、 たた、 たた、 たた	「 、 、 で ある に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「 って、その後の賜与に於いて 、 た である。やがて、上初 の上都派と大都派の抗争 かの上都派と大都派の抗争 の上都派と大都派の抗争 の上都派と大都派の抗争 の上都派と大都派の抗争 の上都派と大都派の抗争 の上都派と大都派の前 を の 大都派の た の た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 た に 、 に 、 た に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「阿速吉八(*Asugiba)か」 「阿速吉八(*Asugiba)か」 とある如く燕帖へ児 が」とある如く燕帖へ児 が」とある如く燕帖へ児 が」とある如く燕帖へ児 が」とある如く燕帖へ児 が で、その後の賜与に於いて、 上初 で、その後の賜与に於いて、 と が で た で あ る い た 郡派 と 大 都派 の 大 御 が の 、 一 の 、 の 、 の 月 の 人 二 、 の 、 の ろ の 、 の 、 の 、 の 男 の 、 の の の 、 の 、 の の の 、 の 、	「阿速吉八(*Asugiba)か」 「阿速吉八(*Asugiba)か」 「阿速吉八(*Asugiba)か」 「阿速吉八(*Asugiba) 」とある如く燕帖へ児 をの天暦の内乱に於いて その天暦の内乱に於いて その天暦の内乱に於いて その天暦の内乱に於いて その天暦の内乱に於いて その天暦の内乱に於いて である。やがて、上切 である如く燕帖へ児 を がて、之の後の賜与に於いて	場合には、「賜西安王阿朝 の て、その後の賜与に於 って、その後の賜与に於 の 上都では左丞相 「阿速吉八(*Asugiba) 」 とある如く 燕帖 木児 を の 天 暦 の 方 兵 備 禦。」 と あ る 如 く 宗 で あ る 。 や が て 、 大 都 に あ っ た 燕 院 に い た 脱 帖 木 児 の 泉 に 、 た 新 派 の 大 都 に あ っ た 燕 帖 木 児 の え に 、 た 新 派 の 大 都 に あ っ た 売 、 で あ る 。 や が て 、 と に 決 め 、 、 本 都 に あ っ た 売 、 に 、 た 売 部 に あ っ た 売 売 、 に 、 た 約 に い た 売 門 の 東 に い た 売 の 売 、 の 、 一 の う 、 で あ ろ の 、 一 の う 、 、 一 の 、 一 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 男 の に 、 、 の 、 一 の 、 の 、 の う 、 の う の 、 一 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の う 、 の 、 の の 、 の 、	場合には、「賜西安王阿剌之がわかる。その後の賜与に於いて である如く燕帖(鉄)」 とある如く燕帖(鉄)」 とある如く燕帖(鉄)」 とある如く燕帖(鉄)」 とある如く燕帖(鉄)」

学 第五十六巻 第二号

していて、そうい、日本りて、そりらくまつまりよ、も復権を果たし、再び楚王号を与えられたのである。	
当時の政治的な思惑、慰撫、配慮など――政治状況を背よ」アの中、オタ東、糸本的方、芬歹吶オ児の事例に	
景にしての王号授与であり、月魯帖木児、買奴、阿剌芯	
納失里の事例は、論功行賞によるものであると考えられ	
2°C	
次ぎに、その経緯が史料に明確に記されていない事例	
について、各皇帝期ごとに検討して、その間の事情を窺	
うことにする。	
仁宗期の王号授与は、表Ⅱから判明する如く特定の年	
次に集中してはいないが、その件数はかなり多い。そこ	
ある。兀都思不花は、仁宗の次子にあたり、『元史』に於で、まず仁宗の子弟を挙げると、それは⑮兀都思不花で	
ける初見の記録は、巻二二、武宗本紀一、大徳十一年秋	
七月乙亥の条、	
賜越王禿剌鈔万錠、諸王兀都思不花所部三万五千二	
百二十錠。	
である。大徳十一年、武宗の即位直後、しか も 件 の 禿	
剌――武宗擁立の政治抗争の際、阿難答擁立派の阿忽台	
(Aqutai)を捕縛した功により、 越王号を与えられてい	
た――とともにの賜与であるから、これは武宗擁立の褒	

とともにあったことがわかる。禿満帖(鉄)木児は、「太とあり、大徳五年の海都との戦役に、脱脱は海山(武宗) うる諸王を索捜すると、18脱脱、10禿満帖木児の二例が (17) 次いで、仁宗との関わりを、武宗との接点から推測し 師淇陽忠武王勲徳碑」(『国朝名臣事略』巻三之二)に、 て、政治的に遠去けられようとしていた。以上の二つの 録は、諸王表に於ける延祐二年の安王号受封である。そ 賞であるとも考えられる。『元史』に於ける二番目 の 記 大徳十年冬の記録として、 間隙を埋めるべく、王号授与がなされたと憶測される。 て、当時の政治状況を踏まえて――禾失刺が退けられる 記録から、兀都思不花は、仁宗の身内であることに加え の延祐二年には、武宗の長子禾失刺が周王に 封 ぜられ に従事していたと考えられる記事がある。『元史』巻二 ある。脱脱は、成宗期、北辺にて武宗とともに軍事行動 、成宗本紀四、大徳七年五月壬申の条に、 以大徳五年戦功、賞北師銀二十万錠、幣帛各五万九 千匹。賜姪海山及安西王阿難答、諸王脱脱、八不沙、 **馰馬蛮子台等各金五十両、銀朱銀幣等物有差。** 忽将万衆深入、其部人亦降。 滅里鉄木児乃降。其部人驚潰、 王遣禿満鉄木児、察

七五(一九一)

元代後半期の王号授与について

史 学 第五十六巻 第二号
とみえる。つまり、成宗の末年に、海都に与して北辺を
度々騒擾させた滅里鉄木児(Meliq Temur)の来降を伝
える記録に、武宗の信頼厚い王、即ち月赤 察 児(*Yü-
čiar)に関連して、姿を現わす。以上の諸王は、 元 朝 が
積年の懸案としてきた対海都戦に於いて、武宗との関係
を探り得るので、王号授与に際しては、北辺での行動も
慰撫されたものと考えられる。
他の諸王のうち、⑯察八児については、加藤 和 秀氏
が、その元朝来降の状況に言及されている。 氏 に 拠 る
と、ドゥワ――まさにチャガタイ=ハン国と呼ばれる単
一主権を確立した――の死後、惹起された一三〇八―九
年(至大元―二)の政治的混乱の中で、チャパル――ドゥ
ヮにより廃位されていた――は自己の勢力を回復するた
めに、ドゥワの少子ケベクを攻撃したが、最終的に破れ
去り遂に元朝に投降するに至った。その察八児に王号を
与えるのであるから、その経緯は政治的懐柔であると思
われる。
泰定帝の王号授与で、まず着目すべき点は、表Ⅱから
即座に理解される如く、即位直後の至治三年、泰定元年
に集中していることである。それらの事例中、即位との
関連性を十分に考えさせる人物は、既述の月魯帖木児、

康 観すると、北辺での行動が色濃く影を落としている。つる問題はないと思われるが、彼らの動向を史料上から概 買奴の二例であった。 方 到って、 巻二九、泰定帝本紀一)とあり、図帖睦爾(脱帖木児) 酉に、「召親王図帖睦爾于瓊州、阿木哥于大同。」(『元史』 児の関係から窺うことにする。まず、泰定元年春正月己 帝が即位すると許され、懐王号を与えられて 初 め は 建 興聖宮皇太后に忌避され海南島に流されていたが、泰定 宗の次子にあたる幼脱帖木児がいる。脱帖木児は、嘗て ら、襲封に際しては単なるゆきがかりでなく、北辺での まり、泰定帝は、嘗て晉王として北辺に あった こと か (昭帖木児不花がいる。いずれも襲封であるから、さした 王を挙げると、(9八朝失里、(4八的麻亦児間ト、(4)王禅、 に「賜親王図帖睦爾鈔三千錠。」(同前)とあり、十月に が叔父阿木哥とともに登場してくる。その後、八月辛亥 行動をも慰撫したものと思われる。 そこで、まず泰定帝の身内と考えられる甘麻刺系の諸 また、泰定帝にとって多少血縁関係は薄くなるが、武 アルタイ山方面にある脱帖木児の兄禾失刺について ついで江陵にあった。その経緯を、泰定帝と脱帖木 前述の如く懐王号を与えられるの で ある。 一

七六 (二九三)

北辺の押えとされた。忽剌台は、海都の後裔にあたる。 ĸ 児への王号授与も、北辺での関わりを想起させるため、 括しうるのではないかと憶測している。即ち、別失帖木 史』巻二九、泰定帝本紀一、泰定元年春正月甲寅の条、 を窺わせる。阿都赤については、『元史』巻二九、泰定帝 とあることから、泰定帝即位の前後に上都にあったこと 也。」とあるから、一応身内と考えてよい。寛徹普化は、 付きを見出せるのは、⑭火里兀察、⑰寛徹普化、 その動向に対する慰撫であると考えられる。 帖木児についても、僅な記録しか残されていない。『元 前三者については、以上の事柄しか判然としない。別失 は、武宗期に太宗の玉璽を将来して陽翟王に封ぜられ、 王の系統で、禿満(Tuman)の甥にあたる。その 禿 満 『元史』巻二九、泰定帝本紀一、泰定元年夏四月甲午の条 である。この記載から、別失帖木児は太平や忽刺台と一 赤の三例である。火里兀察児は、諸王表に「泰定皇后父 次いで、泰定二、三、四年の事例で、泰定帝との結び 都剌、 車駕幸上都。以諸王寬徹不花、失刺、平章政事兀伯 賜諸王太平、忽剌台、別失帖木児等金印。 右丞善僧等居守。 64)阿都

元代後半期の王号授与について

七七(一九三)

七八(1九四) と述べ、同年十二月戊申の条には、 遣伯顏等以将立燕王阿剌志納答剌為皇太子、告祭子 郊廟。 とする如く、文宗はその子阿剌志納答剌為皇太子、告祭子 郊廟。 た子にするのである。懿憐只班は、禾失剌の子、文宗の 甥にあたるが、まもなく死去する。阿魯は、武宗の異母 兄阿木哥の第三子である。 於ぎに、阿剌志納失里以外で、文宗推戴の功を推測さ せる諸王としては、匈帖木児不花、匈不花帖木児の二例 がある。帖木児不花は李羅不花が長じたので王号を をある如く、帖木児不花は李羅不花が長じたので王号を とある如く、帖木児不花は李羅不花が長じたので王号を たある如く、帖木児不花は李羅不花が長じたので王号を たある如く、帖木児不花は李羅不花が長じたので王号を (や十月)庚子、以梁王王禅第賜諸王帖木児不花 (や十月)庚子、以梁王王禅第賜諸王帖木児不花 (十二月)甲午、以王禅奴婢賜鎮南王鉄木児不 花及
--

る。そのアラトナシリが文宗擁立の中心人物であり、彼
ラトナシリ、クンチュク、クタトミシュの三人だけであ
しかも、この前後に新たに一字王号を受封したのは、ア
クンチュク、クタトミシュ、スレイマンであるとする。
のうち、文宗新体制の下で上昇気流に乗っているのは、
既に杉山正明氏が言及されている。氏は、チュベイ一門
てみよう。60寛徹、62忽答里迷失、60速来蛮については、
また、阿剌芯納失里の線から、西方諸子系に目を転じ
である。
囲し、遂にこれを攻略し文宗推戴に功績をあげているの
と記されている如く、斉王月魯帖木児とともに上都を包
位、乃起兵趨上都囲之。
斉王月魯帖木児、東路蒙古元帥不花帖木児聞文宗即
内乱には、『元史』巻一三八、燕鉄木児伝に、
いであろう。不花帖木児は、出自不明であるが、天暦の
ち、その重要メンバーのひとりであったとみて間違いな
く、帖木児不花は、文宗擁立の争いに於いて大都派に立
奴婢も燕鉄木児とともに賜った記録なので ある。 恐ら
人物であった梁王王禅の邸が、帖木児不花に与えられ、
は看過できない。つまり、天暦の内乱時、上都派の中心
燕鉄木児。

後 ぎず、溌皮は泰定帝期、木南子は武宗期の賜与の記録を史』には、朶列納は仁宗期までの記録が残っているにす 封させたのである。木南子、溌皮は、哈赤温(Qaci'un) 統に与えていた遼王号を、まもなくその子牙納失里に襲 る、と指摘されている。 とあって、両者が徴されて京師に赴いた記録がある。こ 料は、見当たらない。ただ、『元史』巻三三、 文宗本紀 列納の子が溌皮であり、甥が木南子である。そして、『元 家の諸王であり、『元史』宗室世系表によると、 呉 王 朶 の天暦二年八月という時期は、文宗の復位があり、その 初出とする。また、両者ともに天暦の内乱に関与した史 いる。それにも拘らず、文宗は斡赤斤(Otcigin)家の嫡 し、大都派の斉王月魯帖木児との戦闘により死を遂げて きたい。牙納失里の父脱脱は、天暦の内乱で上都派に与 二、天暦二年八月癸丑の条に、 溌皮、四按渾察といった東方諸弟系諸王にも注意してお ンチュクとクタトミシュの受封も同様である可能性があ の豫王受封が論功行賞以外の何物でもないとすると、ク さらに、襲封ではあるが、約牙納失里、88木南子、69 牙納失里に遼王号、寛徹に粛王号の授与があり、然 徵呉王溌皮及其諸父木楠子赴京師。

七九(一九五)

いては、世祖が自らの皇子を各地に軍隊 と と も に「出について、簡単にまとめておくことにする。世祖期に於
(32) 最後に、以上述べてきた元代後半期の王号授与の経緯
例は不明である。
るが、始封である的徹徹禿、的斡即、切脱隣忽都魯の三
四太平奴は、単なる襲封であるから問題はないと思われ
次ぎは、至順二、三年の事例である。69卜顔帖木児、
といえる。
れる――その目的は政権を安定させるためであろう――
ては、即位との関連により、王号授与そのものが見直さ
る。以上の事例より、権力闘争を伴う皇帝の交替に際し
であり、天暦の内乱の最中に京師に到ったこ と が わ か
諸王按渾察至京師。
二、文宗本紀一、致和元年八月丙午の条、
(Bälgütäi)家の按渾察は、『元史』初出の記録が、巻三
号が入れ替わる措置がとられているのである。別里古台
とある如く、木南子が呉王に、溌皮が済陽王にという王
史』巻三四、文宗本紀三)
徙封済陽王木南子為呉王、呉王溌皮為済陽王。(『元
そして、その翌年、即ち至順元年三月に、
る後に、溌皮、木南(楠)子が召し出されたのである。
史 学 第五十六巻 第二号

勘案したうえでの経緯に移っていったのである。賞や、当時の政治的な思惑、慰撫、配慮など政治状況をいては、各々の皇帝の即位の事情を背景として、論功行とが中心であった。それが、武宗期以降――後半期に於鎮」せしめて、その地域の統治乃至鎮戍にあたらせるこ

註

	7						6	5	<u>4</u>	3	2		1	
八、洪武三年十一月丁酉の条は、「詔礼部考定元 降 臣高	7) 明朝に高昌王和尚が来降した時、『明太祖実録』 巻 五	照。	運命」(『西ウィグル国史の研究』所収、一九五三年)参	戦死した。安部健夫「カイヅ・ヅワの乱とウィグル領の	都カラホージャを捨て、同十九年頃には紐林的斤の父が	グル領の首都ビシュバリクを占拠され、同十七年には新	6) 具体的には、海都陣営の攻撃により、至元七年にウィ	5)『元史』巻三一、明宗本紀、延祐三年冬十一月の条。	4) 岡田「大元帝国」一七九頁。	3) 拙稿、二九一一二頁。	2) 松田「元朝期の分封制」四五頁。	約四十三パーセントを占めていると考えている。	1) 世祖・成宗期の四十四事例のうち、十九事例、	
「詔礼部考定元	、『明太祖実録		所収、一九五	ワの乱とウィグ	頃には紐林的ら	され、同十七年	より、至元七年	伯三年冬十一月	·		o	と考えている。	ち、十九事例、	
降臣高	巻五		三年)参	シル領の	斤の父が	平には新	中にウィ	の条。					つまり	

在朝陪祭班于蕃客位、宋降王煜劉鋹陪祭、各依所授官職昌王、岐王、陪祭礼儀、尚書陶凱等言、謹按唐諸蕃長酋

八〇 (一九六)

元代後半期の王号授与について	
(15)『元史』巻三二、文宗本紀一。	\sim
月前後であろう。	
(4) その年次は不明であるが、沙州に出鎮した泰定元年七	\sim
一九頁。	
(13) 杉山正明氏に拠る。杉山「豳王チュベイとその系譜」	\sim
(12) ここに、月魯帖木児は含まれていない。	\sim
める。	
(11) 中華書局版『元史』巻二八、校勘記〔二二〕により改	\sim
第二輯、一九八三年)一四五—五六頁参照。	
(1) 例えば、蕭功秦「英宗新政与 "南坡之変=」(『元史論叢』	\sim
(9) 松田前揭論文、五六―七頁参照。	\frown
(8) 佐口、安部前揭論文。	\sim
さに駙馬家の嫡統に与えられるものであった。	
乱していたが、この第三ランクの王号は、世祖期ではま	
た。元代後半期に於いて、二字王号の与え方は大きく混	
の王号授与の原則に做って、高昌王号を与え たと 考 え	
号、一九四三年)九九三頁参照。筆者は、仁宗が世祖期	
代のウィグリスタン(下)」(『史 学 雑誌』第五四編第九	
(圏点は筆者)と解釈された。佐口「モンゴル人支 配 時	
に名爵を授け三品法服を与へ礼儀に陪祭するを許した。」	
として、「礼部は唐宋諸蕃酋長礼遇の 故実に做ひ高昌王	
班陪祭、従之。」と記す。佐口透氏は、この記録を典拠	
立班、今岐王、高昌王既来、授名爵、宣借三品法服、随	

.

.

とある。 答之地。 (同右)
(泰定三年六月)丁亥、命湘寧王八刺失里出鎮 阿 難部。(『元史』巻三〇、泰定帝紀二)
(泰定三年春正月己未)以湘寧王八刺失里鎮兀 魯 思紀一)
児、罷宣慰司、立王傅府。(『元史』巻二九、泰定帝本(泰定元年三月己酉)遣湘寧王八剌失里出鎮察 罕 脳
(21) 例えば、八剌失里の動向を挙げると、一五〇一五頁。
寿
(20) 加藤「チャガタイ=ハン国の成立」(『足利惇氏博士喜(19) 拙稿、二八九―九〇頁。
学』第六四集、一九八二年)参照。
(8) 公田孝一「カイシャンの西北モンゴリア出頭」(『東方きかったわけである。拙稿、二七六―七頁参照。
(17) 思えば、武宗推戴に仁宗の果たした役割は、非常に大
あろうことは、容易に想像される。
帖木児が、武宗の長子禾失剌と深い繫りを持っていたで
之、」としている。この記録を念頭に置くと、朶列
藩王也、入継非制。武宗即位、以其父子労効忠勤、益厚遇
の伝は「牙忽都曰、世祖皇帝之嫡孫在、神器所当属、安西
しかし、朶列帖木児の父牙忽都が武宗を擁立した時、そ
(16) 朶列帖木児と明宗の具体的な関係は、判然としない。

八一 (一九七)

フ専の倉富家一おる世名の三号招手にくして詠したこと	シート・ 三見と下せる糸手 オレーションを
元朝の削没皆である世里の日か受チこの、て命いてい	肖す。つまり、天暦の勾钆の結果、化方モンゴル勢力ま
王号授与が一時期に集中する現象を解明するために、	雲南王帖木児不花も、泰定帝期の記録を最後として姿を
ある。	小薛(*Sösä)太子、 允丹蔵卜(*Yondan-dzangbu)、
即位後の泰定元年、文宗即位後の天暦二年・至順元年で	梁王王禅、湘寧王八剌失里は命を落とし、泰定帝の皇子
17	よって、上都派の天順帝を始め、晉王八的麻亦児間ト、
「行いた天日」	(32) ここで、天暦の内乱について一言したい。この内乱に
集中して宁なられていることがらかる。それよ、元弋炎	余
元朝一代の王号授与状況を概観すると、特定の年次に	(31)『元史』巻二二、武宗本紀一、 至大元年夏四月戊戌の(31)『元史』巻二二、武宗本紀一、 至大元年夏四月戊戌の
五、おわりに	条。
	(3)『元史』巻三〇、泰定帝本紀二、泰定三年六月戊戌の
かわったことを物語っていると思われる。	四二—三頁。
が元朝支配階層の権力闘争に勝利し、甘麻刺系にとって	(29) 海老沢「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」
たのであった。これらのことは、とりもなおさず、文宗	(28) 杉山前揭論文、一九―二一頁。
子阿剌芯納答剌を、真金以来途絶えていた燕王位につけ	して残っている。
位すると、その廟室を破壊した。また、文宗は、その長	九七頁。このような事例の検討が、小稿の今後の課題と
廟号、諡を追尊した。ところが、天暦の内乱で文宗が即	佐口透訳注『モンゴル帝国史』第三巻、一九七一年、一
とある。泰定帝は即位すると、父甘麻刺を帝位に即け、	(27) ドーソンは、「エル・テルムの父方の叔父」とする。
位、乃毀其廟室。	(26)『元史』巻三二、文宗本紀二、天暦二年十月乙未の条。
聖仁孝皇帝、廟号顕宗、祔享太室。又六年、文宗即	(25) 拙稿、二八五—六頁。
英宗遇弑、也孫帖木児以嗣晉王即位皇帝、追尊曰光	四号、一九八三年)三五頁。
伝に、	(24) 松田孝一「ユブクル等の元朝来降」(『立命館史学』 第
ではないだろうか。それ故に、『元史』巻一一五、顕宗	(23) 例えば、註(16)の牙忽都の言葉を参照。
体的にいえば、甘麻刺系勢力の完全なる没落ということ	fucians, p.26. 参照。
帝国中枢部から一掃されたといわれるが、これはより具	(22) この点については、 Dardess, Conquerors and Con-
八二(一九八)	史 学 第五十六巻 第二号

り、各皇帝の嫡統のみに固執することもなく、 なってきた。その結果、 来した武宗・泰定帝・文宗の即位時のことなのである。 力闘争は、前述の王号授与が一時期に集中する状況を招 として、一定の形式をもって与えられていた。また、 る。 の傾向 である。そして、元代後半期に於ける皇帝位をめぐる権 で想起されるべきことは、武宗即位に際しての権力闘争 るが、それが一転するのが 域に出鎮せしめるというものであった。 王号を与えていたことを意味する。 二字王号 について 統に、至元の末年に到ると、 の経緯については、多くは諸王に王号を与えて、当該地 は、ここでは縷々述べないが、これも世祖の諸子を中心 がある。 にとって血縁関係の最も濃い、 の長子甘麻剌の系統のみに、 年間後半までは、 これらの傾向は、次ぎの成宗期に継承されるわけであ 小稿は、 最高位の王号である一字王号は、 それに拠ると、世祖期の王号授与には、 それらの王号授与に焦点をあてて、考察を行 原則めいたものが存在していたこ と が 世祖の諸子の中でも正后所生の者の系 一字王号は甘 2武宗朝 与えられた。これは、 世祖の嫡統と目される真金 いわば身内にのみ、 の成立であった。 ⁱ麻剌系 中統年間から至元 は 遠くの系 もとよ ある種 ر ر ۲ 一字 世祖 わ そ か

> まり、 大きく異なるのである。 係で一定の範囲内に王号を与えたことが推測される。 でき、皇帝が自らの政権を安定させるべく、 事例をみると、辛うじて各皇帝との接点を見出すことが ることがわかる。また、その視点を敷衍して経緯不明 慮など— 景として、 例を突破口にしてみると、 が明確に表われる事例は極端に少ないが、その少ない るのである。 た、そういった状況をふまえたうえで、その経緯を前述 統の諸王 の年次の事例を中心にみていった。それに拠ると、 したために、 王号授与の経緯は、 —当時の政治状況を考慮したうえでのものであ 論功行賞や、 授与の傾向が読みとり難くなっている。 二字王号については、そのウェートが低下 諸王に準じる駙馬にさえも、 当時の政治的な思惑、 各々の皇帝の即位の事情を背 世 祖 成宗期と後半期とでは 与えられ 皇帝との関 慰撫、 経緯 てい 配 5 Ø 事 ŧ

元代後半期の王号授与について

八三 (一九九)